

長銀の特別公的管理のスケジュール

平成10年

10月23日

- ・特別公的管理の開始決定（法36条1項）
- ・株式取得の決定（法38条1項）
- ・預金保険機構から長銀への貸付（法61条）

10月28日

- ・特別公的管理の開始決定の公告（法36条2項）〔官報〕
- ・株式取得の決定の公告（法38条2項）〔官報〕

10月29日

- ・旧株主等への周知措置（法44条）〔預保が日刊紙に掲載〕

11月4日

- ・新役員の指名・選任（法45条）
- ・預金保険機構から長銀への貸付（法61条）

11月20日

- ・資産判定基準の告示（法28条）

11月30日

- ・預金保険機構から長銀への貸付（法61条）

12月11日

- ・経営合理化計画、業務運営基準の承認（法47条、法48条）

12月15日

- ・特別公的管理銀行の調査・報告の受理（法46条）

平成11年

2月1日

- ・フィナンシャル・アドバイザー契約の締結

2月19日

- ・特別公的管理銀行の保有すべき資産の判定結果の公表（法72条4項）

3月30日

- ・取得株式の対価の決定（法40条第1項）

3月31日

- ・取得株式の対価の決定の公告（法40条3項）〔官報〕

6月4日

- ・長銀による旧経営陣の告訴（法50条2項）
（6月10日、旧経営陣3名の逮捕。6月30日、旧経営陣3名の起訴。）

8月16日

- ・整理回収機構による不良債権の一部買い取り
（法72条1項、2項、5項、6項）

9月28日

- ・最優先交渉先の選定、覚書の締結

12月16日

- ・長銀による旧経営陣に対する民事訴訟の提起
（元取締役15名に対し総額63億円の損害賠償を求める4件の訴訟を提起。）（法50条1項）
- ・特別公的管理銀行の調査・報告修正版の受理（法46条）

12月24日

- ・基本合意書の締結

平成12年

2月9日

- ・最終契約書（株式譲渡契約書）の締結

2月28日

- ・預金保険機構から長銀への金銭の贈与（法72条1項）
- ・預金保険機構から長銀への損失の補てん（法62条）
- ・整理回収機構による残存不良債権の買取り（同前）
- ・預金保険機構による長銀からの資産（株式）の買取り
（法53条1項）

3月1日

- ・特別公的管理の終了（法52条）

平成12年6月30日

預金保険機構理事長談話

そごうグループに対する貸出関連資産の一部放棄等について

- 1 預金保険機構は、平成12年6月28日、株式会社新生銀行から、同年2月9日付けで当機構、特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行（旧長銀）及びニュー・LTCB・パートナーズ社間で締結した株式売買契約（以下「旧長銀譲渡契約」という。）に基づいて新生銀行が保有することとなった「そごうグループ各社」に対する貸出関連資産（債権元本1,977億円）について、解除権を行使する旨の通知書を受領した。
- 2 同通知は、上記貸出関連資産が旧長銀譲渡契約中にある「貸出関連資産の瑕疵担保条項」の要件に該当しているとして、新生銀行が同条項に従い解除権を行使して、当機構に同資産を引取るよう求めるものであった。当機構においては、同通知が契約に定める解除権行使の要件を充足しているか否かにつき、監査法人によるチェック等を含め、厳正に審査したところ、当該貸出資産が同条項に定める要件、すなわち「本年3月1日から3年以内に、特定の債務者についての貸出関連資産に「瑕疵」があり、かつ、同資産について2割以上の減価が認められた場合」という要件を充足していると判断されたことから、その解除権行使を認めることとした。
- 3 他方、そごうグループ各社等から、当機構に対し、グループの会社再建計画に伴い、上記貸出資産中の一部（970億円）を放棄されたい旨の要請がなされた。当機構は金融再生法に定める国民負担の最小

化の原則を基本として種々検討した結果、今回の貸出関連資産の債権放棄については

- ① 当機構が債権放棄に応じない場合、再建計画の合意形成が不可能となり、法的処理への移行が避け難いと思われること
- ② 法的処理に移行するのと比較して、合理性があると認められる再建計画のもとで、債権放棄の要請に応じることにより、預金保険機構による回収額の増大が見込まれること

なお、本件債権放棄に応じても当機構の損失は発生せず、また、同再建計画においては、興銀において同行の一般返済分を当機構への返済に充当するとともに、再建計画終了時に残る債権についても、リファイナンスのアレンジ等を行うこととされており、再建計画が達成されると、新たな公的負担は生じないこととなる。

- ③ 法的処理に移行した場合、連鎖倒産等の社会的混乱を惹起するおそれがあること
 - ④ 再建計画において、旧経営陣の退陣などをはじめ、その影響力排除と責任の明確化に向けた取組みが認められること
- 等の事情（要件）が認められたこと等から、これらを総合勘案した上、再建計画が実行に移されることを条件に、例外的に債権放棄を行うこととした。

4 本日、当機構は、上記2及び3の当機構の判断について、金融再生委員会に報告し、その了承が得られたので、その旨関係者に伝えたところである。

**[参考] 新生銀行の解除権行使により引き取る
そごうグループの貸出関連資産**

- 新生銀行は、そごうグループ44社に対して、2047億円（2月末）の融資
- 預金保険機構が新生銀行の解除権行使により引き取る貸出関連資産は、

38社に対する貸出関連資産

（ 2月末現在 ）

	2月末貸出関連資産	2月末引当
38社計	1,977億円	999億円

（ 解除権行使基準日 6月21日現在 ）

	6月21日資産額
38社計	1,976億円

- 38社に対する貸出関連資産を引き取るために新生銀行に支払う額

$$1976 - 999 = \boxed{977 \text{ 億円}}$$

- 債権放棄後に残る債権額

$$1976 - 970 = \boxed{1,006 \text{ 億円}}$$

- (注) 1 38社のうち、3社は、債権放棄要請を受けていないため、7月3日に解除通知予定（連絡は6月28日）
- 2 引取り対象ではない6社は、2社が2割以上減価に該当せず、4社が瑕疵担保責任非対象債務者（1億未満）
- 3 このほか、支払承諾10億円が引取り対象に含まれる。